

役員報酬支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人東洋学園（以下「学園」という）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、常勤の職員と兼務する者は支給しない。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 常勤の役員 | 報酬、役職手当、賞与、退職金 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 役職手当 別表第2に定める額
- (3) 賞与 別表第3に定める額
- (4) 退職金 別に定める「役員退職金規程」による

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に繰り上げ支給する）
- (2) 賞与 毎年7月、12月及び3月
- (3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、別表4に定める金額を上限として、毎年7月、12

月に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程の改廃は理事会の議による。

平成 元年4月1日

平成 4年4月1日 改訂

平成23年4月1日 改訂

令和 2年4月1日 改訂

令和 5年4月1日 改訂

別表第 1

常勤の役員の報酬月額 (円)

号俸	理事長	常任理事
1	800,000	227,000
2	950,000	355,000
3	1,100,000	482,000
4	1,250,000	630,000
5	1,400,000	
6	1,550,000	
7	1,700,000	
8	1,850,000	
9	2,000,000	
10	2,150,000	

別表第 2 (常勤の役員の役職手当) (円)

	1号	2号	3号	4号	5号
理事長	300,000	450,000	600,000	750,000	900,000
常任理事	50,000	100,000			

別表第 3 (常勤の役員の賞与)

7月 夏季賞与	第 4 条第 1 号及び第 2 号×1.5ヶ月分
12月 冬季賞与	第 4 条第 1 号及び第 2 号×2ヶ月分
3月 期末賞与	第 4 条第 1 号及び第 2 号×1ヶ月分

別表第 4 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事 (円)

	年額
理事	530,000

(2) 監事 (円)

	年額
監事	1,000,000